

健康診断の結果、「再検査」や「要精密検査」との診断を受けた労働者がいます。会社として受診を勧めるべきですか？



事業者としては、就業上の措置を決定するに当たって、できる限り詳しい情報に基づいて行うことが適当ですので、上記労働者に対し受診の勧奨を行うとともに、意見を聴く医師等に当該検査の結果を提出するよう働きかけることが適当です。

なお、特殊健康診断にかかる検査における「再検査」「要精密検査」の実施については、事業者にその実施が義務付けられていますので、必ず実施をさせ、結果を把握、事後措置を行なってください。